平成２８年（フ）第８２号
福岡県京都郡苅田町新津１丁目９番地１（フェリス苅田120号）
債務者　鬼塚　貴弘
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第７８５号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地　元塩荘３棟108号
債務者　濱本　　平
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０３６号
名古屋市緑区桃山３丁目1302番地　県営緑黒石住宅５棟104号
債務者　島田断熱こと　島田　政敏
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０４２号
名古屋市天白区中坪町111番地　グレイス中坪702号
債務者　千田建材こと千田俊幸こと　千　　漢敬
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０６５号
愛知県清須市寺野美鈴125番地　エターナル４－Ａ
債務者　平田　百代
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６７号
高知市上本宮町264番地
債務者　長谷川理砂
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７０号
高知県南国市岡豊町滝本297番地２　滝本ハイツ201号
債務者　岡村　　愛
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７３号
高知市春野町甲殿410番地
債務者　島田　邦人
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８０号
高知市長浜蒔絵台１丁目25番地11
債務者　阿部　純久
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８１号
高知市長浜蒔絵台１丁目25番地11
債務者　阿部　好江
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８６号
高知市竹島町114番地　シャトー竹島Ⅱ－103
債務者　弘田　雄繁
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３６２号
埼玉県所沢市中新井３丁目20番Ｂ－804号
債務者　新垣　孝晴
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９号
松江市上乃木８丁目３番28号
債務者　足立　　悟
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２９５号
札幌市西区八軒４条東３丁目１番13－５号メゾンドドウ101号
債務者　菅谷　雄一
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３８３号
札幌市北区北31条西２丁目１番18－209号
債務者　山内　有子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３９０号
札幌市白石区本郷通10丁目南１番22号　10ＢＯＸ本郷106号
債務者　近江谷　弥
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１７号
札幌市南区真駒内曙町１丁目１番３－402号
債務者　谷岡のぞみ
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部